

山形県環境審議会の公開の取扱いについて

制定 平成10年 3月19日

- 1 山形県環境審議会は、2に該当する場合を除き公開とする。
- 2 会長は、次に該当する場合、その審議またはその一部を公開しないものとする。
 - (1) 山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第6条第1項各号に規定する不開示情報のいずれかに該当する情報に関し審議を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合
- 3 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 4 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴席は、一般席及び報道関係者席とする。
 - (2) 一般席の傍聴人の定員は、20人（各部会は10人）とする。ただし、会長が特に認める場合はこの限りではない。
 - (3) 会議を傍聴しようとする者は、会長の許可を受けなければならない。
 - (4) 傍聴しようとする者が定員を上回った場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。
 - (5) 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - ア 銃器、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘の類を携帯している者
 - ウ はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
 - エ ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（第8号ただし書の規定により会長の許可を得た者及び報道関係者を除く。）
 - オ 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
 - カ 酒気を帯びていると認められる者
 - キ 異様な服装をしている者
 - ク その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
 - (6) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではない。
 - (7) 傍聴人は、傍聴席にいるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
 - ウ 飲食をしないこと。
 - エ みだりに席を離れないこと。
 - オ 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
 - (8) 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合及び報道関係者はこの限りではない。
 - (9) 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。
 - (10) 傍聴人が、第7号から第9号までの規定に違反する行為をしたときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させるものとする。

附 則

- 1 会議全体を公開しない場合は、行政情報センターを通じて事前に周知するものとする。
- 2 この取扱いは、平成10年3月19日から適用する。